

薬生食輸発1124第1号
令和3年11月24日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮青とうがらしの検査命令免除対象輸出者の削除)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和3年11月22日付け薬生食輸発1122第1号)にて通知したところである。

今般、輸入時の検査命令において、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮青とうがらしから基準値を超えるヘキサコナゾールが検出されたことから、同通知の別表16について、下記の輸出業者を削除し、別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

NONGBU CORP.